

# 一般質問通告書

佐野市議会議長 様

受付	番号 10
	令和 元年 5月30日
	午前・午後 11時 55分

議会名	令和 元年 第 2回 佐野市議会定例会		
発言者	議席番号	3番	菅原 達
答弁を求める者 (選択してください)	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 副市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長 ・ <input type="checkbox"/> 担当部局長		
大項目 (質問項目) 中項目 (質問細目)	小項目 (具体的な質問内容)		
1. 防災士と自主防災組織が連携したコミュニティづくりについて  (1) 防災士と自主防災組織が連携する意義について  (2) 地区防災計画の策定について  (3) 防災士の育成と地域での実践活動の推進について	① 防災士という新たな人材 (特に若い方や女性) が地域防災のリーダーとして地域に入り込むことで、地域の活性化に大きく寄与するものとする。そして、既存の自主防災組織と連携を図ることで、自主防災組織の実効性が高められ、地域の安全性が高まるだけでなく、地域の防災リーダーを先頭にした新たな地域コミュニティの形成に繋がる重要な意義があるものとするが、見解を伺いたい。  ① 防災減災で最も基本となる自助・共助を災害発生時に生かすためには、小さなコミュニティで作る「地区防災計画」が有効であり、本市においても早急に策定すべきではないのか、見解を伺いたい。  ① 各地域に防災士を配置できるよう、防災士の人数を増やすとともに、様々な研修や訓練を通して、防災士のスキルアップに努めるべきである。また、有事の際の役割を明確にするとともに、平時の際の地域での講師派遣などにより多くの防災士が参加できるよう、教材の整備を推進すべきである。研修や訓練に加え、地域での実践活動を促すことで、地域での認知度向上とスキルアップに大きく寄与するものとする。防災士の育成と地域での		

<p>2. 地域包括支援センターの体制強化について</p> <p>(1) 認知症初期集中支援チームの現状と課題について</p> <p>(2) 認知症地域支援推進員の全包括支援センターへの配置について</p> <p>(3) 庁舎内への基幹型センターの設置について</p>	<p>実践活動の推進について、見解を伺いたい。</p> <p>①認知症初期集中支援チームが、包括支援センター1か所に設置され、機能強化型センターとして位置づけのもと、市内全5か所の包括支援センターを介して、認知症の早期診断と早期対応をしているものと認識しているが、その現状と課題について見解を伺いたい。</p> <p>①現在2名の推進員が市内5か所の包括支援センターを支援する体制をとっているが、推進員が所属する包括支援センターでの日常業務との兼務であり十分な対応を取るには困難な状況であると言わざるを得ない。何故なら、認知症地域支援推進員の役割は、①医療・介護等の支援ネットワーク構築、②認知症対応力向上のための支援、③相談支援・支援体制構築、と多岐にわたり、極めて重要な役割を有しているからである。そのような役割を踏まえると、認知症地域支援推進員は、全ての包括支援センターに配置すべきであり、また、包括支援センターの業務量の現状を考えると、兼務を避け新たな配置を基本とすべきであると考え、見解を伺いたい。</p> <p>①認知症初期集中支援チームへの業務依頼の円滑化、また、今後の全包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置を前提とした推進員間の連携強化、さらには、認知症疾患医療センターとの連携強化などを図る上で、基幹型センターは不可欠であると考え。しかも、本来庁舎内で対応することが適切な虐待等の緊急性のある事案や、各包括支援センターだけでは対応が困難な複合的な事案への対応など、速やかに且つ的確に対応するためには、基幹型センターを庁舎内に設置し、一体的な運営体制をとることが望ましいと言える。庁舎内への基幹型センターの設置について見解を伺いたい。</p>
--	--

3. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進の現状について

①平成30年4月施行の社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進の理念が追記され、その理念を実現するために、『市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める』旨が明記された。本市における、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進の取り組みの現状について、その重要性を踏まえ見解を伺いたい。

(2) 自治体組織を中核とした包括的な支援体制の構築について

①平成29年12月、先の改正社会福祉法の円滑な施行に向け、「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」が示され、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備を推進する為には、住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備が必要であるとされた。

また一方で、身近な圏域において包括的に受け止めることが難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制を整備する必要もあるとし、「支援チーム」として協働することで、地域のあらゆる生活課題を「丸ごと」受け止められる相談体制を構築することができるとしている。そしてその際、その協働の中核を担う機能が必要であるとしている。

地域共生社会の実現のためには、包括的な支援体制を構築する必要があるが、そのための、地域住民を主体とした身近な圏域における包括的な相談体制と、市町村圏域における各相談機関との協働においては、自治体がその中核を担うべきであり、全世代・全対象型のワンストップ相談窓口の設置をはじめ、全庁を横断的に統括し、包括的に推進するための部門を組織化する必要があると考えるが、見解を伺いたい。

(3) 地域福祉の担い手の育成と

①第3期佐野市地域福祉計画によると、『市社協と連携し、福祉ボランティアの育成と支援に努める』とあり、また、栃

<p>支援について</p> <p>4. 多様な人材が活躍するための学びの場の提供について</p>	<p>木県の地域共生社会構築支援事業として、複雑、複合的な課題を受け止め適切な支援に繋ぐことのできる『相談支援コーディネーター』を養成するとしている。</p> <p>『相談支援コーディネーター』の養成含め、本市の地域福祉の担い手の育成と支援をどのように推進するのか、具体的な構想含めて見解を伺いたい。</p> <p>②傾聴ボランティアの日頃の活動は、施設への派遣を基本とし、個人からの派遣の要請には応じられない。しかし、一人暮らしの高齢者が増え、健康面や地域コミュニティの面から何かしら地域で関わりを持たなければならない中で、傾聴ボランティア活動としての個人宅への訪問は必要と考える。課題はあるが、受け手側だけでなく支え手側のボランティアの方たちのやりがいにも繋がり、何より「地域福祉の担い手」育成の観点からも、推奨すべき取り組みであると考えているが、見解を伺いたい。</p> <p>①家庭の状況や不登校など様々な事情により義務教育課程を最後まで習得できなかった方たちの中には、義務教育を終えても不登校から引きこもりになり、抜け出すきっかけを探っている方、就職しても基礎学習能力が不足していることが原因で職場に適応できず、離職に追い込まれた方など、社会で活躍できずに埋もれた人材が多くいるものと思われる。そのような方たちに、学べる場を提供することで、引きこもりから抜け出すきっかけになったり、職場で活躍する人材に成長できたりするものと考えられる。しかも、かつて教育現場で活躍し今は一線を退いた方々にボランティアで教鞭を執ってもらうことで、新たな人材の活躍の場を提供することにもなるものと考えられる。先生方には、教科書に沿った基礎学習をお願いするほか、各々の得意分野を独自のメニューで楽しく教える応用学習もお願いし、義務教育課程では学べないカリキュラムを用意することで、あらゆる方を対象とした学びの場とすることができるものと考えられる。多様な人材が「学びの場」の中で活躍し、埋もれた人材が「学びの場」を通して社会で活躍する多様な人材へと飛躍していく、そんな「学びの場」を生涯学習の観点から検討すべきと考えているが、見解を伺いたい。</p>
--	--